

令和元年5月16日

埼玉県中学校軟式野球部顧問 各位 様

埼玉県中学校体育連盟軟式野球専門部

## 合同チーム編成に関する指針

埼玉県中学校体育連盟の大会において、今年度より各競技における合同チーム編成の条件が変更になりました。

出場選手の条件は、昨年度同様、所属中学校の各競技部活動へ所属していることが前提となり、クラブチーム所属の生徒が中体連主催の大会に出場するには制限が設けられています。（前年度配布資料を参照）

以下については、新たに変更になりました合同チーム編成の条件の詳細に関して、県中体連軟式野球専門部からの指針を示したものです。

尚、合同チームの編成にあたりましては、**チームの強化が目的ではなく、大会に出場できない生徒の救済措置であることを認識する**ものとします。

### 「合同チームによる大会参加規程」

埼玉県中学校体育連盟

抜粋

#### 1 参加を認める大会・種目

##### (1) 大会

「学校総合体育大会」と「新人体育大会兼県民総合スポーツ大会」

#### 2 チーム編成

(1) チームのメンバーは、**近隣の複数校の生徒**とする。（但し、最初の予選大会に同じ地区で参加する学校であること。）

(2) 編成の組合せは、**部員数が競技人数を下回った学校同士**の合同チームとする。但し、合同を組む複数校のうち1校の学校の部員数が競技人数を上回っている場合でも編成を認める。

(5) 各校の校長の承認のもとに、計画的・継続的に練習が行われていること。

(7) 当該チームのある支部が、1つのチームとして認定し、支部大会の参加を認めるとともに、県大会の出場を認めていること。

(12) 合同チームで編成で特別の事情がある場合は、県中体連常任理事会・専門委員長会で協議する。

#### 3 大会参加について

(1) 学校単独チームと一緒に試合をする。

(3) ユニフォームについては、統一したものを使用する。

※但し、経済的負担が大きい場合には協議の上、各校のユニフォーム着用を認めることができる。

#### 4 その他

(1) この他の詳細については、各専門部で定める。

## 「合同チームによる大会参加への指針」

埼玉県中体連軟式野球専門部

埼玉県中学校体育連盟の「合同チームによる大会参加規程」4 その他（1）に沿って埼玉県中体連軟式野球専門部としての指針を示すものとする。

### チーム編成について

○合同チームの編成にあたっては、**チームの強化が目的ではなく、大会に出場できない生徒の救済措置であることとする。**

#### （条件）

- 1) 規定人数に満たないチーム同士が、合同チームを編成する。
- 2) 合同チームを編成する場合は、同トーナメント地区内の学校同士とし、各学校長の承認のもと編成する。
- 3) 計画的・継続的な活動を行うため、練習時の移動等の安全面を考慮し、できるだけ近隣のチーム同士で組むこととする。（学校間の距離を考慮）
- 4) 上記1) 3) の条件で、合同チームが編成できない場合は、規定人数を満たしている近隣のチームとの編成も認める。
- 5) 合同チームの編成は、地区専門委員長が主導し、同トーナメント地区内の全野球部顧問の承認の上に行うこと。

#### （編成上の留意事項）

○合同チームの編成にあたり、上記の「条件」を満たした上で編成すること。

#### 【事例】

ア) 規定人数に満たないチームが偶数（2・4・6・8など）ある場合の編成

a, 2チームの場合は、2チームで編成する。編成しても規定人数に満たないときは、近隣の規定人数を満たしているチームとの合同チームを編成する。それでも、規定人数に満たない場合は、埼玉県中体連軟式野球専門部競技部に連絡する。

b, 4チームの場合は、①2チーム同士②4チーム③3・1チームで編成する。③のケースにおいて、1チームは、近隣の規定人数を満たしているチームとの合同チームを編成する。規定人数を満たしているチームとの編成が不可能な場合は、クラブチーム所属もしくは、他部所属生徒の登録によって出場する。

※「クラブチーム（硬式・軟式）所属生徒の中体連主催大会出場についての約束事」参照

c, 6チームの場合は、①2チーム同士②3チーム同士③2・4チーム④6チーム⑤3・2・1チーム⑥5・1チームで編成する。⑤⑥のケースにおいて、1チームは、近隣の規定人数を満たしているチームとの合同チームを編成する。規定人数を満たしているチームとの編成が不可能な場合は、クラブチーム所属もしくは、他部所属生徒の登録によって出場する。

※「クラブチーム（硬式・軟式）所属生徒の中体連主催大会出場についての約束事」参照

d, 8チームの場合も上記の事例を基に編成する。

イ) 規定人数に満たないチームが奇数（1・3・5・7など）ある場合の編成

a, 1チームの場合は、近隣の規定人数を満たしているチームとの合同チームを編成する。編成が不可能であれば、クラブチーム所属もしくは、他部所属生徒の登録によって出場する。

※「クラブチーム（硬式・軟式）所属生徒の中体連主催大会出場についての約束事」参照

b, 3チームの場合は、①3チーム②2・1チームで編成する。②のケースにおいて、1チームは近隣の規定人数を満たしているチームと合同チームを編成する。規定人数を満たしているチームとの編成が不可能な場合は、クラブチーム所属もしくは、他部所属生徒の登録によって出場する。

※「クラブチーム（硬式・軟式）所属生徒の中体連主催大会出場についての約束事」参照

c, 5チームの場合は、①2・3チーム②5チーム③4・1チーム④2・2・1チームで編成する。③④のケースにおいて、1チームは、近隣の規定人数を満たしているチームとの合同チームを編成する。規定人数を満たしているチームとの編成が不可能な場合は、クラブチーム所属もしくは、他部所属生徒の登録によって出場する。

※「クラブチーム（硬式・軟式）所属生徒の中体連主催大会出場についての約束事」参照

d, 7チームの場合も上記の事例を基に編成する。

(編成期間)

新チーム（1・2年生）始動時に規定人数に満たないチームは、新人体育大会兼県民総合体育大会地区予選に出場するために、合同チームを編成する。編成期間は、新年度の新人部員が入部するまでの期間とする。但し、新人部員が入部した後も規定人数に満たない場合は、学校総合体育大会地区予選に出場するために、新たに同トーナメント地区内で合同チームを編成を行う。この場合の編成期間は、学校総合体育大会終了時（地区大会もしくは、県大会、関東大会、全国大会）までとする。